

## 地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

地方消費税の増収部分については、その用途を明確化し全てを「社会保障施策に要する経費」に充当することとされています。

令和2年度一般会計予算における充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 19,000千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 345,623千円  
(事務費や事務職員の人件費、雇用労災対策に要する経費は除く)

### 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	令和2年度 予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	62,566	44,787		1,440	1,368	14,971
	高齢者福祉事業	31,697	20,726		2,423	722	7,826
	福祉医療給付事業	19,308	9,452			836	9,020
	児童福祉事業	24,959	12,443		1,142	950	10,424
	小計	138,530	87,408		5,005	3,876	42,241
社会保険	国民健康保険事業	15,044	7,618			627	6,799
	後期高齢者医療保険事業	76,979	14,080			5,301	57,598
	介護保険事業	97,361	2,382			7,999	86,980
	小計	189,384	24,080			13,927	151,377
保健衛生	成人保険事業	13,243	724		2,705	817	8,997
	母子保健事業	723				57	666
	感染症予防事業	3,743				323	3,420
	小計	17,709	724		2,705	1,197	13,083
合計	345,623	112,212		7,710	19,000	206,701	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。

### 社会保障四経費(年金・医療・介護・少子化対策)

#### 社会保障施策

- (1)「社会福祉」生活保護、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」法令に基づき実施される国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険などです。
- (3)「保健衛生」国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。